

事務局・総務局規程

第1章 総 則

(目的)

- 第1条 本規程は、一般社団法人21・建設クラブ・福岡（以下「当法人」という）の事務処理の基準その他の事務局の組織及び運営に関し、必要な事項を定め、事務の適正な運営を図ることを目的として事務局を置く。
- 2 当法人の経理並びに総務全般について適正な運営を図るため、総務局を置く。

(機能・指揮監修)

- 第1条の2 事務局並びに総務局は、総会により選任された事務局総務局担当副理事長（以下、『総務担当副理事長』という。）の指揮の下、互いに一致協力して当法人の総合的運営の円滑を図り、社員会員の経済的並びに社会的地位向上の為にその機能を十二分に発揮する努力を為さなければならない。

第2章 職 制

(職員等)

- 第2条 事務局には、次に掲げる職の者を置くことができる。
- ①事務局長
 - ②事務局次長
 - ③専任職(各部会による部会長等・事務局内の総合的事務長)
- 2 総務局には、次に掲げる職の者を置くことができる。
- ①総務局長
 - ②総務局次長
 - ③専任職(総務部長・経理部長その他経理・人事・総務局内の総合的事務長)
- 3 事務局長または総務局長は、前項に規定する職制のほか、必要に応じて職員・の職務を設けることができる。
- 4 第1項第1号に規定する事務局長並びに第2項に規定する総務局長は、理事

長及び総務担当副理事長の合意により、理事長または総務担当副理事長が任命する。

- 5 第1項第2号及び第3号並びに第2項2号及び第3号に規定する者は、総務担当副理事長並びに事務局長及び総務局長の推薦により、理事長が任命する。

第3章 職 責

(職員の職務)

第3条 当法人の職員の職務は、次のとおりとする。

- ①事務局長並びに総務局長は、理事長または総務担当副理事長の命を受け、局としてのそれぞれの業務上(総務事業または実施事業上の)事務局或いは総務局にかかる事務(会計処理等)を統括する。
- ②事務局次長または総務局次長は、事務局長或いは総務局長を補佐するものとし、事務局長若しくは総務局長に事故がある時または欠けたときは、事務局次長若しくは総務局次長が、局それぞれの職務を代理し、代行する。
- ③専任職は、それぞれの局長の命を受け、専門の業務に従事する。

(職員の任免及び職務の指定)

第4条 職員の任免は、総務担当副理事長が行う。

- 2 職員の職務は、総務担当副理事長の同意の上、それぞれの局長が指示又は指定する。

第4章 事 務 処 理

(事務の決裁)

第5条 事務に関する事項は、原則として担当者が文書によって立案し、それぞれ所管の事務局長または総務局長の決裁を受けて施行する。

ただし、重要な事務は、総務担当副理事長の同意を必要とする。

- 2 会計業務に関する事務に当たる経理担当者は、その会計の事前事後の事務決済については、必ず総務担当副理事長の指示または同意を受けなければならない。

(代理決裁)

第 6 条 理事長、総務担当副理事長又は事務局長、総務局長が揃って出張等により不在である場合において、特に緊急に処理しなければならない決裁文書又は決済事案については、それぞれの事務機能に従い事務局次長または総務局次長により、決済することが出来る。

ただし、当該決済事項については、出来る限り早急に決済権者に報告しなければならないと共に、決済権者に於いて取り消された決済事項については、再度考慮考案し、決済権者ととともに当該事務の処理を円滑に進めなければならない。

(規格外の対応)

第 7 条 本規程以外の事務局または総務局に関する事項で、業務全般にわたる事務文書等並びに会計に関する事務文書等に関する事項については、事務局長または総務局長及び総務担当副理事長に於いて対応し、理事長が決済する。

(細則)

第 8 条 本規程の実施に関し必要な事項は、理事長または総務担当副理事長の出席する組織運営委員会の承認を得て決する。

(改廃)

第 9 条 この規程の改廃は、組織運営委員会の決議による。

附 則

本規程は、令和 5 年 1 月 1 日から施行する。

※従前の事務局規程を廃止し、事務局・総務局とを設け、事業の実施にかかる事務と本会の会計事務との分離を図り、両局を所管している現在の事務局長の業務事務負担の軽減を測るとともに、事務処理迅速化と正確さ、更にはその業務にかかる瑕疵の大幅な軽減を図り、もって社員会員各位へのサービス向上はもとより、本会の更なる体制強化に寄与することを目的として、新たに本規定を設ける。